

岐阜県地方活力向上地域における事業税及び不動産取得税の特例に関する
条例の一部を改正する条例について

岐阜県地方活力向上地域における事業税及び不動産取得税の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和四年六月十四日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県地方活力向上地域における事業税及び不動産取得税の特例に関する
条例の一部を改正する条例

岐阜県地方活力向上地域における事業税及び不動産取得税の特例に関する条例（平成二十七年岐阜県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に、「二年を」を「三年を」に、「者について」を「ものについて」に改める。

第三条中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に、「二年」を「三年」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第二条第一項及び第三条の規定は、令和四年四月一日以後に設備（地域再生法第七七条の六の地方公共団体等を定める省令（平成二十七年総務省令第七十三号）第二条第一号に規定する特別償却設備をいう。以下同じ。）を新設し、又は増設した事業者について適用し、同日前に設備を新設し、又は増設した事業者については、なお従前の例による。

提 案 説 明

地方活力向上地域における事業税及び不動産取得税の特例の適用期間を延長するため、この条例を定めようとする。